

## スターワン取引総合規定

### 第1条（適用範囲）

本規定は、次の各号の取引（以下、各号の取引を「個別取引」といい、また、各号の取引を総称して「スターワン取引」といいます。）に適用されます。

- (1) スターワン口座取引
- (2) キャッシュカード取引およびこれに付随するデビットカード取引
- (3) テレホンバンク取引
- (4) インターネット取引
- (5) 振込取引
- (6) その他スターワン口座を取引決済口座として行う当行取扱商品・サービスに関する取引

### 第2条（定義）

1. 本規定において「当行営業日」とは、日曜日その他銀行法で定められた銀行の休日を除く当行が営業を行う日をいいます。
2. 本規定において「振替」とは、第3条に定めるスターワン口座（以下「本口座」といいます。）における各預金間での資金移動を含む、本口座取扱店にある利用者名義の預金間での資金移動をいいます。
3. 本規定において「振込」とは、本口座から、当行または他の金融機関の国内本支店にある利用者名義および第三者名義の預金口座への振込をいいます。
4. 本規定において「ATM等」とは、現金自動預金機、現金自動払出機、自動振込機およびそれらの機能のいくつかを兼ね備えた機械のうち、当行および当行が提携した金融機関等のものをいいます。

### 第3条（スターワン口座取引）

1. 第1条第1項（1）のスターワン口座取引とは、本規定を承認のうえ次項に従い開設するスターワン口座にて取引できる預金商品（以下「スターワン預金」といいます。）の入金、払い戻しその他の取引（以下個々のスターワン預金の取引を「個別預金取引」、また、個別預金取引を総称して「スターワン預金取引」といいます。）をいいます。
2. 本口座の開設は、次の各号に定めるいずれかの方法によるものとします。
  - (1) 当行所定の申込書（以下「申込書」といいます。）によりスターワン取引に用いる印鑑または署名（サイン）（以下「届出印等」といいます。）を用いて手続きをする方法。
  - (2) 申込書によらず、当行ホームページその他電磁的方法で当行が通知する手順に従って手続きする方法。ただし、届出印等をスターワン取引に用いる場合は、所定の方法により別途届出が必要です。
3. スターワン取引は、届出印等を用いることにより行うことができます。届出印等を届け出していない場合は、第4条に定めるキャッシュカードおよび「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年3月31日法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に定める本人確認資料（以下「公的本人確認書類」といいます。）を提示することによりスターワン取引を行うことができます。ただし、当行において別途定めがある場合は、この限りではありません。
4. スターワン預金取引には、本規定のほか当行が別に定めるスターワン預金共通規定（以下「預金規

定」といいます。)が適用されます。

#### 第4条 (キャッシュカード取引・デビットカード取引)

1. 当行は、スターワン円普通預金（以下本規定で「本普通預金」といいます。）について利用者に対してキャッシュカードを発行します。
2. 利用者が郵送、店頭でのお申し込みなど、前条第2項（1）に定める方法により口座開設した場合、当行は、キャッシュカードの暗証番号を、利用者の届出住所あてに郵便により通知します。通知された暗証番号は、変更することなくそのまま使用し、また当行ATM等、テレホンバンクまたはインターネットを利用して変更したうえ使用することができます。利用者が、インターネット（パソコン）、スマートフォンアプリでのお申し込みなど、前条第2項（2）に定める方法により口座開設した場合は、お申し込み時に利用者自身で設定した暗証番号を使用します。これらの暗証番号はキャッシュカード取引のために大変重要なものですので、第三者に教えたり、また、知られたりすることのないように責任をもって管理してください。
3. キャッシュカードの利用については、本規定に定める条項のほか当行が別に定めるスターワン・キャッシュカード取引規定（以下「カード規定」といいます。）の各条項が適用されます。
4. 前項のキャッシュカードは、デビットカード取引に利用できます。デビットカード取引には、本規定に定める条項のほか当行が別に定めるJ-Debitカード取引規定の各条項が適用されます。

#### 第5条 (テレホンバンク取引)

1. 利用者が、郵送、店頭でのお申し込みなど、第3条第2項（1）に定める方法により口座開設した場合、当行は、電話での取引が可能な個別取引について電話での取引（以下、本規定で「テレホンバンク取引」といいます。）を行う場合に必要となるテレホンバンク取引用暗証番号（以下「届出暗証番号」といいます。）を、利用者の届出住所あてに郵便により通知します。利用者が、インターネット（パソコン）、スマートフォンアプリでのお申し込みなど、第3条第2項（2）に定める方法により口座開設した場合は、お申し込み時に利用者自身で設定した届出暗証番号を使用します。前条第2項のキャッシュカード暗証番号は、届出暗証番号を兼ねるものとします。
2. テレホンバンク取引には、本規定に定める条項のほか当行が別に定めるスターワン・テレホンバンク取引規定（以下「テレホンバンク規定」といいます。）の各条項が適用されます。

#### 第6条 (インターネット取引)

1. インターネットを利用した取引が可能な個別取引について、利用者がインターネットを利用した取引（以下「インターネット取引」といいます。）を希望するときは、別途当行が定める東京スターダイレクト取引規定を承認のうえ、インターネット取引にかかる当行所定の方法により申し込んでください。
2. インターネット取引には、本規定に定める条項のほか取引の種類、内容に応じて、東京スターダイレクト取引規定が適用されます。
3. インターネット取引によりなされたスターワン取引に関し、本規定の条項と東京スターダイレクト取引規定の条項に齟齬があるときは、東京スターダイレクト取引規定の条項が優先して適用されます。

#### 第7条 (振込取引)

振込取引については、本規定に定める条項のほか当行が別に定める振込規定の条項が適用されます。

#### 第8条（取引日付）

1. 当行営業日に受け付けた個別取引は、原則として、当該営業日を取引日とします。
2. 前項にかかわらず、当行営業日に受け付けた次の各号の取引は翌営業日付で取り扱います。ただし、（2）の振込に必要な資金については、受付日に預金規定に定める手続きを省略して引き落としのうえお預かりします。

(1) 当行所定の時間外のテレホンバンク取引による振替取引

(2) 当行所定の時間外のテレホンバンク取引による振込取引

なお、上記各号以外の取引であっても、取引を受け付けることのできる時間帯は、個別取引の種類、取引内容、営業店またはATM等ごとに異なることがあり、また、受付日または受付時間によっては翌営業日付の取り扱いとなることもありますので、詳しくは店頭等の表示または取扱店にてご確認ください。

3. 個別取引のうち当行が別途定める取引については、当行営業日以外の日に当該取引の受け付けを行います。この場合、受付日が取引日となるものと翌営業日付の取り扱いとなるものがありますので、詳しくは店頭等の表示または取扱店にてご確認ください。

#### 第9条（取引の優先順位）

同一日付の取引が複数件ある場合、そのいずれから先に取り扱うかは、当行の任意とします。残高不足等により取り扱うことのできない取引がある場合には、その取引の依頼は取り消されたものとみなします。

#### 第10条（取引の制限）

1. 本口座における預金の払い戻しおよび振込には、以下各号の制約があります。
  - (1) キャッシュカードによる預金払い戻しおよび振込は、デビットカード取引分を含めて合計で1日につき200万円を上限とします。
  - (2) テレホンバンク取引における事前に登録した口座への振込は、1回あたり1000万円を上限とします。
  - (3) テレホンバンク取引における事前に登録していない口座への振込は、1日につき5件かつ100万円以下とします。
  - (4) キャッシュカードによる預金の払い戻しおよび預け入れについては、それぞれ機器（機種）による制約がありますので、ATM等に表示されたご注意書または店頭でご確認ください。
2. 日本国籍を保有せずかつ永住権のない本邦に居住する利用者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期限を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。届け出た在留資格に変更があった場合、在留期間が超過した場合には一部取引を制限させていただくことがあります。
3. 当行は利用者の情報および具体的な取引の内容等を適切に管理するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限させていただくことがあります。
4. 前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する利用者の回答、具体的な取引の内容、利用者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローndリング、テロ資金供与もしくは経済制

裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限させていただくことがあります。

5. 前3項に定めるいずれかの取引等の制限についても、利用者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認める場合、当行は速やかに前3項に基づく取引等の制限を解除いたします。

#### 第11条（適用外国為替相場）

1. スターワン口座取引で異なる通貨間の為替取引を行うときは、当該外国為替相場（基準相場）に所定の為替手数料を加えた為替相場（電信売相場（TTS）または電信買相場（TTB））によります。
2. 為替取引に基づきまたは関連して生じることのあるリスクはすべて利用者に帰属し、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて、当行は責任を負いません。
3. 為替取引を行う際の計算方法は、円から外貨へ交換する際は円貨元本金額を電信売相場（TTS）で除し、算出された外貨金額の最少通貨単位未満は切り捨てます。外貨から円に交換する際は、外貨元本金額に電信買相場（TTB）を乗じ、算出された円貨金額の円未満は切り捨てます。なお、適用する為替相場と為替手数料は、別途当行が定めるものとし、商品や申込方法等によっても異なる場合があります。

#### 第12条（取引の中止および再開）

1. キャッシュカード取引（デビットカード取引での利用を含みます。）において連続して当行所定の回数キャッシュカード暗証番号が不一致となった場合、当該キャッシュカードを無効とします。なお、キャッシュカード暗証番号と届出暗証番号が同一である利用者は、キャッシュカード取引、テレホンバンク取引およびインターネット取引を通じて、連続して当行所定の回数キャッシュカード暗証番号が不一致となった場合、当該キャッシュカードを無効とします。この場合には、次項に従い、キャッシュカードの再発行を受けるまでの間、届出暗証番号を利用するテレホンバンク取引およびインターネット取引も利用できません。
2. 前項によりキャッシュカードが無効となった場合、当行は、利用者が所定の書面によりキャッシュカードの再発行を依頼した場合に限り、キャッシュカードを再発行します。キャッシュカードの再発行には、当行所定の発行手数料がかかります。
3. テレホンバンク取引において、テレホンバンク規定第3条第3項(2)①に定める所定の回数連続して届出暗証番号が不一致となった場合、その後のテレホンバンク取引の依頼は一切受け付けません。
4. テレホンバンク取引において、テレホンバンク規定第3条第3項(2)②に定める所定の回数連続して届出第二暗証番号が不一致となった場合、その後のテレホンバンク取引による振込の依頼は一切受け付けません。
5. 第3項および第4項の場合に取引の再開を希望する場合は、当行所定の書面により、改めて新しい暗証番号等を届け出てください。
6. 第2項および前項の場合において、当行は、本人確認のための資料の提出を依頼することがあります。

#### 第13条（譲渡・質入れの禁止）

本規定にかかる契約上の地位および一切の権利義務は、譲渡すること、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。ただし、当行がやむをえないものと認めるときは、スターワン預金についてのみ質入れを認めることがあります。この場合には、当行所定の手続きをとってください。

#### 第14条（反社会的勢力と取引拒絶）

本口座は、第15条第4項(6)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第4項(6)各号の一にでも該当する場合には、当行は本口座の開設をお断りするものとします。

#### 第15条（本口座の解約、利用停止・強制解約）

1. 本口座を解約するとき、利用者は当行所定の書面に記名・押印または署名のうえ取扱店へその旨を申し出てください。なお、届出印等を届け出していない場合は当行所定の書面および公的本人確認書類を用いて申し出てください。
2. 当行が別途表示する一定の期間利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は本口座の利用を停止し、または利用者に対して書面により通知したうえで本口座を解約することができます。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
3. 前項により本口座の利用が停止された後、その解除を求める場合には、利用者は、次の各号に定めるものを持参のうえ、所定の書面により当行に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、追加的に必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
  - (1) 届出印による取引の場合：届出印および公的本人確認書類
  - (2) 届出印を紛失・喪失されている場合：実印、印鑑証明および公的本人確認書類
  - (3) 署名（サイン）による取引の場合：公的本人確認書類
  - (4) 届出印等を届け出していない場合：キャッシュカードおよび公的本人確認書類
4. 当行は、次の各号に定める事由が一つでも生じた場合には直ちに本口座の利用を停止することができます。また、利用者に対して書面により通知したうえで本口座を解約することができます。本口座の利用が停止された後、その解約を求める場合には、利用者は、届出印等および公的本人確認書類（届出印等を届け出していない場合はキャッシュカードおよび公的本人確認書類）を持参のうえ、所定の書面により当行に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、追加的に必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
  - (1) 本口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合
  - (2) 本口座が名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
  - (3) 本口座の名義人が第14条に違反した場合
  - (4) 本口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - (5) 本口座または個別預金取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - (6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は本口座の利用を停止することができ、また、利用者に対して書面により通知したうえで本口

座を解約することができます。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。

- ①利用者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
5. 第2項または前項により本口座を解約する場合、解約の通知の到達いかにかわらず、当行が当該通知を届出の氏名、住所に宛てて発信した時に本口座は解約されたものとします。
6. 当行が本条に基づき本口座を解約したときは、解約時における預金残高を解約時の通貨のままで当行はお預かりしますので、取扱店まで受け取りに来てください。ただし、定期預金については満期日までそのまま定期預金としてお預かりしますので、満期日に受け取りに来てください。この場合は、定期預金に自動継続の特約が付されていても自動継続の取り扱いはいたしません。また、当行はお預かりしている間の為替リスクについて一切責任を負いません。なお、ご返却に際し本人確認のために運転免許証等の公的写真付証明書の提示および同証明書の写しの提出をお願いすることがありますが、この場合、ご依頼した手続きの履行があるまで資金のお支払いを停止することがあります。

#### 第16条（カードの紛失、届出事項の変更等）

1. 届出印章やキャッシュカードを失ったときまたは印章、氏名、住所、各種暗証番号その他の届出事項に変更があったときもしくは変更するときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届け出てください。この場合に当行は、直ちにキャッシュカードを利用した個別取引停止の措置を講じるなど各預金規定、カード規定等の各条項に従い手続きします。

2. 前項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がない限り、当行は責任を負いません。

3. 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第17条（成年後見人等の届出）

1. 利用者は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて当行所定の書面によって届け出てください。

預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。

2. 利用者は、任意後見契約に基づき任意後見人を選任したときまたは家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて当行所定の書面によって届け出てください。

3. すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合または任意後見人および任意後見監督人の選任がなされている場合にも、利用者は、前二項と同様に届け出てください。

4. 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、利用者は、同様に届け出てください。

5. 前各項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がない限り、当行は責任を負いません。

#### 第18条（免責事項）

1. 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証の届出がある場合には、署名・暗証）を届出の印鑑（または署名・暗証の届出がある場合には、署名・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類について偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた責任については、当行は責任を負いません。

2. 店頭での取引において、届出印等を届け出たおらずキャッシュカードおよび公的本人確認書類を提示する場合、キャッシュカードおよび公的本人確認書類が利用者本人のものに相違ないと認めて取り扱いましたうえは、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 電話による取引における依頼内容の不備、書面による取引における提出書類の記入不備、ATM等への誤入力など、当行の責によらない事由により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のATM等を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

4. やむを得ない事由による通信機器、回線、コンピュータ等の障害または災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等により振替、振込等が遅延し、または、預金等の払い戻しが受けられない等の個別取引に支障が生じた場合でも、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 第19条（通知等）

1. 届出の氏名、住所またはメールアドレスに宛てて当行が通知または書類を発送した場合には、延着

したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

2. 当行の責によらない事由により発生した郵送上もしくは輸送上の事故あるいは通信機器、回線またはコンピュータ等の障害により前項の通知または書類が到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 届出の氏名、住所またはメールアドレスに宛てて当行が発送した通知または書類が未着で当行宛に返送または返信された場合、当行は、取引明細書等の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。

#### 第20条（取引明細書）

1. スターワン口座取引では通帳または証書は発行されません。当行は、当行が別途定める時期・方法により通帳または証書の発行に代えて取引明細書を発行し郵送またはインターネット取引画面上に表示し、本口座における個別取引の取引状況・内容等を利用者へ通知します。この取引明細書は取引状況をお知らせするものであり、預金債権証書となるものではありません。なお、当行は、お客さまからのお申し出がある場合には、個別取引の取引状況・内容等を通知しない取り扱いとすることができます。
2. 前項にかかわらず、当行が定める一定金額および一定期間のお取引がない場合には、取引明細書の郵送による発行はしません。ただし、この場合にも、お客さまからのお申し出があった場合には、当行所定の時期・方法により作成し、お客さまのお届出の住所に郵送します。
3. 取引明細書は、記載された取引期間において利用者とは当行との間にてなされた個別取引の取引状況・内容をお知らせする大変重要な書面であるため、内容をただちに確認いただき、不明な点または不審な点がありましたら、直ちに取引明細書に記載されている照会先または取扱店までご連絡ください。
4. 取引明細書を郵送で受け取る場合は、別途お渡しする「お取引明細書ファイル（ステートメントホルダー）」に綴じ込んで保管してください。新しいステートメントホルダーが必要な場合は、いつでも当行にご請求ください。
5. 当行が取引明細書を発行し、3か月を経過しても利用者から取引明細書の内容につき照会等がない場合には、当行は、当該記載内容を利用者が確認され承認されたものとみなします。
6. 取引明細書の再発行が必要な場合は、原則として発行の日から5年以内に当行所定の書面によりご請求ください。ただし、取引明細書の再発行には当行所定の手数料が必要になります。

#### 第21条（手数料）

当行がスターワン取引に関して手数料を定めた場合（その後の改定を含みます。）は、所定の手数料をお支払いください。この場合、当行は、預金規定所定の手続きを省略して本普通預金から当該金額を自動引き落としすることができるものとします。

#### 第22条（個人情報の取り扱い）

1. 利用者の個人情報は、当行ホームページに掲示しているプライバシーポリシーに従って取扱います。
2. 利用者は当行が利用者に関する以下の情報を、不正アクセス検知サービスを運営する事業者（以下「不正アクセス検知サービス事業者」といいます）が以下の目的で利用するために提供し、不正アクセス検知サービス事業者が当行に不正の検知結果を提供することに同意します。
  - (1) 不正アクセス検知サービス事業者における利用目的



当行から提供を受けた情報を、不正アクセス検知サービス事業者の有する個人関連情報に突合することにより、以下の目的で利用いたします。

- ・なりすましその他の不正な取引を検知する目的
- ・不正アクセス検知サービスの精度向上その他のサービス改善のため
- ・検知結果を当行に提供するため

(2) 提供する情報

- ・利用者の識別符号・端末情報等

第23条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

第24条（保険事故発生時における利用者からの相殺）

当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合の利用者からする相殺は、預金規定の定めるところによります。

第25条（準拠法・管轄裁判所）

本規定および預金規定、テレホンバンク規定その他の関連する取引規定の準拠法は日本法とし、また、本口座および個別取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上